

漁業法第31条の規定による漁獲量の公表について
(京都府定置漁業)

漁業法第31条の規定により、京都府定置漁業におけるくろまぐろ(小型魚)の漁獲量等を公表します。

令和7年3月13日
京都府知事 西脇 隆俊

1 漁獲量等の公表を行う管理区分
京都府定置漁業

2 知事管理漁獲可能量に対する漁獲量の割合

(単位:t)

特定水産資源	知事管理区分	漁獲可能量 (A)	漁獲量 (B)	知事管理漁獲可能量に対する漁獲量の割合 (A/B)
くろまぐろ (小型魚)	京都府定置漁業	37.5	35.5	94.6%

3 漁獲量が漁獲可能量を超えると見込まれる時期
近日中

4 措置について

網起こし回数のさらなる削減、1日当たりの漁獲上限の引き下げ、すべての生存個体の放流など、くろまぐろの採捕量のさらなる削減策を講じること。